

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

目次

- 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）</p> <p>第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。</p> <p>2 令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。</p>	<p>（新設）</p>

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>第一号様式 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。</p> <p>e (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 発行者に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 「上場・店頭別の」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場している全ての金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(8) ・ (9) (略)</p> <p>(10) 保有目的 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まれないで記載すること。</p> <p>なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a) に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの</p> <p>なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、発行済株式等総数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p>f～n (略)</p> <p>(13) ～ (22) (略)</p>	<p>第一号様式 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。</p> <p>e (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 発行者に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 「上場・店頭別の」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場しているすべての金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(8) ・ (9) (略)</p> <p>(10) 保有目的 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはそのすべてを記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まれないで記載すること。</p> <p>なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、保有株券等の数は権利落日に増加するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a) に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの</p> <p>なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p>f～n (略)</p> <p>(13) ～ (22) (略)</p>

改正案

現行

<p>第二号様式 (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡に該当する場合)】 (略) (記載上の注意) この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。 a～e (略) f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における<u>売買取引若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第2条第8項第10号に掲げる行為による有価証券の売買取引</u>によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。 g・h (略)</p>	<p>第二号様式 (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡に該当する場合)】 (略) (記載上の注意) この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。 a～e (略) f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における<u>売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引</u>によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。 g・h (略)</p>
--	---